

平成 30 年 5 月 23 日

全日本電気工事業工業組合連合会

会長 米沢 寛 殿

環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

高濃度 PCB 使用安定器の掘り起こし調査に係る周知・協力依頼

平素より、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 箇所に処理施設を整備して処理が行われています。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しており、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、当該処分期間内に高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分又は JESCO に処分委託すること、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度 PCB 使用製品」という。）の所有事業者に対し、処分期間内に廃棄すること等が義務付けられています。

高濃度 PCB 使用安定器を使用した照明器具については、昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物に使用されている可能性があることが判明しています。また、PCB 使用安定器が劣化によりコンデンサーが破裂し、PCB が漏洩する事故も発生していることから、該当する建物については早急に高濃度 PCB 使用安定器の使用の有無に係る調査を行うことが必要です。このため、都道府県及び PCB 特別措置法第 26 条第 1 項の政令に定める市（以下「都道府県市」という。）では、未処理の高濃度 PCB が使用された安定器等の有無を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を、該当する建物を所有する事業者に対して実施しているところです。

当該事業者が高濃度 PCB 廃棄物又は高濃度 PCB 使用製品を保管・所有する場

合、PCB 特別措置法に基づく届出、保管及び処分等の義務を有することから、当該事業者に対して、都道府県市が実施する掘り起こし調査への協力をお願いしております。また、当該事業者による掘り起こし調査への協力は当たっては、貴団体及び貴団体会員をはじめとする照明器具に係る知見を有した者の調査協力等を得て実施することが想定されます。

貴団体におかれては、以前より高濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進について多大なる御協力をいただいていたところですが、高濃度 PCB 含有安定器の適正処理のさらなる加速化に向け、貴団体の所属会員に対して、照明器具における PCB 使用有無に係る調査に積極的に御協力いただくよう、改めて周知いただき、高濃度 PCB 廃棄物の JESCO への処分委託の促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、照明器具における PCB 含有の有無の判断方法等については、以下の参照先等を御活用下さい。

また、環境省の「PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業」において、照明器具の PCB 含有有無に係る調査及び高濃度 PCB 含有安定器を使用する照明の LED 照明への交換工事に対する一部補助事業を実施していることから、当該事業についても併せて周知いただきますよう、お願いいたします。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度 PCB 廃棄物等の期限内処理に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<問合せ先及び参照先>

- ① JESCO への PCB 廃棄物の登録等について
JESCO PCB 処理営業部 登録担当
TEL : 03-5765-1935
JESCO ホームページ : <http://www.jesconet.co.jp/>
- ② 照明器具の PCB 使用有無に係る判定方法について
(一社) 日本照明工業会
TEL : 03-6803-0685
日本照明工業会ホームページ (PCB 使用照明器具に関する情報)
<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>
- ③ PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業について
(一社) 温室効果ガス審査協会 担当 : 奥谷、吉木
TEL : 03-6261-4381 e-mail : eie@gaj.or.jp
公募要領 : http://www.gaj.or.jp/2018_eie_form/ei30b1.pdf
- ④ PCB 特別措置法に基づく届出等の手続について
都道府県及び政令市連絡先 : ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット) 12 ページに記載
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full18r.pdf>
- ⑤ 本通知に関する問い合わせ先
環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
担当 小福田・工藤
TEL : 03-6457-9096